

始良市簡易な修繕等に係る随意契約業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する簡易な修繕等に係る随意契約を希望する者の登録方法その他必要な事項を定める。

(登録者名簿)

第2条 市が発注する簡易な修繕等に係る随意契約を希望する者は、始良市簡易な修繕等随意契約登録者名簿（以下「登録者名簿という。」）に登録されなければならない。

(対象となる契約)

第3条 登録者名簿の対象となる契約は、予定価格が50万円未満の修繕等とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 特に高度な技術が必要と判断されるもの
- (2) 技術上の資格又は許可の必要なもの
- (3) 市長が特に認めるもの

(登録の要件)

第4条 登録者名簿に登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事業所又は住所を有し、かつ、別表に定める簡易な修繕等を行っている者
 - (2) 市の各種入札参加資格審査申請書を提出していない者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者は登録することができる。

(登録の申請)

第5条 登録者名簿への登録を希望する者は、随意契約業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(登録の実施)

第6条 市長は、前条の規定による登録の申請を受けたときは、その内容を審査し、第2条に規定する要件を満たしていると認めるときは、登録者名簿に登録するものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第7条 登録者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、申請した内容に変更があったときは、直ちに随意契約業者登録変更届（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

- 2 登録者は、登録の廃止又は休止を希望するときは、随意契約業者登録（取下げ・休止）届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録者が業務に関して不正又は不誠実な行為等があったと認めた

ときは、登録取消通知書（様式第4号）により登録を取り消すことができる。

- 2 市長は、登録者が第2条に規定する登録の要件に該当しなくなったときは、登録を取り消すものとする。

（雑則）

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第5条の規定による登録の申請、第6条の規定による登録の実施に関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

別表（第4条関係）

業者分類表（簡易な修繕等）

No.	業種	簡易な修繕等の例示
1	大工	大工修繕、型枠修繕、造作修繕等
2	左官	左官修繕、モルタル修繕、とぎ出し修繕、洗い出し修繕、吹き付け修繕、ブロック・レンガ積み、タイル張り等
3	電気	構内電気設備・照明設備修繕、照明器具修繕、送配電設備修繕、受電盤、配電盤修繕等
4	管	給排水設備修繕、空調設備修繕、ガス管配管修繕、ダクト修繕等
5	ガラス	ガラス取付け等
6	板金	板金加工取付修繕、建築板金修繕等
7	建具	サッシ取付け、シャッター取付け、金属製・木製建具取付け、ふすま取付け等
8	塗装	塗装、ライニング等
9	内装	インテリア修繕、天井仕上げ修繕、内装間仕切り修繕、カーテン・ブラインド修繕等、畳張替え等、布張り仕上げ
10	機械・器具	各種機械・器具等修繕
11	鉄骨	鉄骨構造物修繕
12	その他	1～11に該当しないその他の修繕等

様式第1号（第5条関係）

随意契約業者登録申請書

年 月 日

始良市長

殿

始良市が発注する簡易な修繕等に係る随意契約に参加を希望しますので、以下のとおり登録を申請します。

なお、この申請書の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

住所又は所在地	〒 ー		
(フリガナ)			
商号又は名称			
代表者役職名			
(フリガナ)			
代表者氏名			
電話番号		FAX番号	
E-mail			
資本金 (法人のみ)	千円	従業員数	人

◆希望する業種

希望する業種の希望欄に○を、そのうち特に専門とする業種には◎を記載してください。

番号	業種	希望	番号	業種	希望
1	大工		7	建具	
2	左官		8	塗装	
3	電気		9	内装	
4	管		10	機械器具	
5	ガラス		11	鉄骨	
6	板金		12	その他	

その他の具体的な業務内容

○業務分類表

番号	業種	簡易な修繕等の例示
1	大工	大工修繕、型枠修繕、造作修繕 等
2	左官	左官修繕、モルタル修繕、とぎ出し修繕、洗い出し修繕、吹き付け修繕、ブロック・レンガ積み、タイル張り 等
3	電気	構内電気設備・照明設備修繕、照明器具修繕、送配電設備修繕、受電盤・配電盤修繕 等
4	管	給排水設備修繕、空調設備修繕、ガス配管修繕、ダクト修繕 等
5	ガラス	ガラス取付け 等
6	板金	板金加工取付け修繕、建築板金修繕 等
7	建具	サッシ取付け、シャッター取付け、金属製・木製建具取付け、ふすま取付け
8	塗装	塗装、ライニング 等
9	内装	インテリア修繕、天井仕上げ修繕、内装間仕切り修繕、カーテン・ブラインド修繕、畳張替え、布張り仕上げ 等
10	機械器具	各種機械・器具等修繕
11	鉄骨	鉄骨構造物修繕
12	その他	1～11 に該当しないその他の修繕

随意契約業者登録変更届

年 月 日

始良市長

殿

住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者

始良市簡易な修繕等随意契約登録者名簿に登録されている事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

なお、この届出書の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

随意契約業者登録（取下げ・休止）届

年 月 日

始良市長

殿

住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者

始良市簡易な修繕等に係る随意契約業者の登録を取下げ・休止したいので、次のとおり届け出ます。

取下げ・休止年月日	年 月 日
取下げ・休止の理由	

※ 取下げ・休止のどちらかに○をしてください。

様式第4号（第8条関係）

登録取消通知書

年 月 日

商号又は名称

代 表 者

始良市長



あなたは、始良市簡易な修繕等に係る随意契約業者の登録等に関する要綱第8条第1項の規定に該当することが確認されたため、登録を取り消します。

該当事由